入札等に関する有識者会議(令和5年度 第2回)議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

石塚委員より、令和4年12月から令和5年3月までの発注工事から制限付一般競争入札案件2件、随意契約案件1件を審議対象として抽出した旨、その理由を含めて説明があった。

■各案件の抽出理由

≪制限付一般競争入札≫

- (No.1) 真宮コミュニティセンター2階トイレ改修工事
 - ・落札率が100%の工事であった点に着目して、ケース抽出した。
- (No.2) 若松城走長屋軒瓦改修工事
 - ・再公告が行われ、かつ、くじにより落札者が決定した工事である点に着目して、ケース抽出した。

≪随意契約≫

- (No.3) 会津若松市庁舎整備建築工事
 - ・随意契約による工事であり、かつ庁舎関連の大規模工事である点に着目して、ケー ス抽出した。

【抽出事案に関する説明及び確認】

- ○No.1 真宮コミュニティセンター2階トイレ改修工事の入札状況(工事概要、入札参加資格、入札結果等)について、事務局より説明(資料2)。
- ○石塚委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

【契約検査課】

本工事には2者の応札があり、まず有限会社ベルが第一落札候補者となったが、応札後の事後審査において、提出された工事費内訳書の単価と金額の不一致が判明したことから、当該入札が無効となったこと、それを受けて第2落札候補者であるヤマト環境開発株式会社が落札候補者に繰り上がったこと、ヤマト環境開発株式会社の入札額は予定価格と同額ではあったが、工事内容、施工条件等を踏まえ、自らの経営判断の下、応札したものと推察しており、工事費内訳書についても、適切に積算されていたことから、落札決定し、契約した経過にあることを説明した。

このような事案については、前回の有識者会議において、「低廉な入札額を提示した業者が、 工事費内訳書の単純な計算ミス・入力ミスによって排除されない仕組み」の検討が要請された ことを受けて、今般、工事費内訳書の様式改正を行った。その改正の概要については、資料8 (45ページ~47ページ) により説明した。

【公共施設管理課】

例えば、学校のトイレ洋式化工事のように 10 カ所施工した場合には契約額は概ね 1,500 万円

程に上るが、今回は2カ所・310万円ほどであまりスケールメリットがない。工事の規模は小さい割に機械設備工事・電気設備工事・ブースの仕上げ工事等、下請け業者が多岐にわたるなど、入札時期・工事の金額(ボリューム)に着目した場合、今回の工事はやや利幅が少ないものと言えることを説明した。

業界全体で作業員がどうしても少なくなってきており、働き手が少なくなってきているため、少しでも工事が立て込むと入札ができないという面があること、結果的に繁忙期には応札する業者が減り、今回の工事は応札者が2者となったことで競争性が高まらなかったという面があることを説明。

<主な質問・怠見>	
質問・意見	回答(要旨)
○有限会社ベルは小規模の業者か。これまでに市	○市内では中規模程度の業者である。トイレ洋式
発注工事の実績はあるか。	化工事や学校の屋根の改修工事では、数千万円
	規模という工事を受注している実績はあるが、
	大規模の建築工事等には実績が無く、改修工事
	などの受注が多い。
○今回のような積算ミスが多発しているような	○目立って積算ミスが多発している業者ではな
業者ではなく、今回はたまたま、ということか。	く、たまたま起こった積算ミスと考える。
○仮に有限会社ベルの積算額が正しかったとし	○税抜き価格で 280 万円。最低制限価格を下回っ
た場合、その応札価格はいくらだったのか。	ており、結果的に失格となる。
○例えば、違法性がある入札だともう少し低い金	○竣工検査による工事成績評定 74 点であり、お
額での応札であったり、すれすれの金額での応	おむね適正に施工されたと認識している。
札であったり、という心理が働くと思う。今回	
の工事自体は適正に施工されたということで	
よいか。	
○資料 45 ページ以降で説明のあった工事費内訳	○資料 47 ページに示した工事費内訳書は例示で
書の書式は、工事ごとに記載内容を変えるの	あり、工事の内容に応じて記載内容を変更す
か。また、今回報告のあった書式の改正以前は、	ర .
工事費内訳書は任意様式で提出させていたの	工事費内訳書は、従前から例として添付した
か。	書式と全く同じものを使用している。今回の改
	正は、この様式に自動計算式を設定したもの。

- ○大変良いことだと思う。今回の入札では、有限 会社ベルは本気で落札を狙ってきており、ヤマ ト環境開発株式会社は「結果的に落札できれば 良い」という姿勢で入札したものと推察され る。工事費内訳書の様式に自動計算式を設定したことで、今後このようなケースが減っていけば良いと思う。
- ○工事費内訳書の入力可能箇所以外は、シート に保護がかかっているということか。
- ○資料 47 ページに示した例で申し上げれば、応 札者は白抜きの箇所のみ入力可能で、それ以外 の箇所は保護がかかっている。
- ○No.2 若松城走長屋軒瓦改修工事の入札状況(工事概要、入札参加資格、入札結果等)について、 事務局より説明(資料2)。
- ○石塚委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。
 - ・再公告案件に至った経過について、1回目の入札は令和4年10月3日に公告、同年10月20日 に電子入札を行い、応札者は1者であった。当該応札者について事後審査を行ったところ、技 術者等の配置が困難であることが判明したため、その入札が無効となったことを説明。
 - ・その後、令和4年12月5日に再公告を行い、同年12月21日に電子入札を実施。応札者が2者あり、同額の入札であったことから、くじにより落札者を決定したことを説明した。
 - ・なお入札参加者の地域要件について、1回目の入札の際には市内・準市内業者を対象とし、2回目の入札の際には要件を拡充して市内・準市内・県内業者を対象とした。
 - ・追加資料を用いて、電子くじの仕組みについて説明を行った。

質問・意見	回答(要旨)
○2ヶ月遅れで再度入札を仕切り直して工事が	○入札が2ヶ月遅れたことで着工も遅れ、3月末
行われたわけだが、工事自体は順調に行われ	を竣工日と定めていたが、実際には3月中旬に
たのか。	は終了し竣工検査に臨んだ状況。雪が偶然的に
	少なく、それが幸いした面がある。
○当初の公告に応札した1者と、再公告後に応	○1回目で応札のあった業者は株式会社弓田建
札した2者のうちの1者は一致するのか。そ	設。2回目の入札で落札されたのが同じく株式
れとも全く別の業者が応札したのか。	会社弓田建設ということで、委員ご指摘のとお
	り同一者による応札が行われた。

	株式会社弓田建設は、1回目の入札時には技 術者を配置できなかったが、2ヶ月後の2回目 の入札時には技術者を配置することができた。
○2ヶ月で技術者を確保し、配置したということか。	○先ほど公共施設管理課からの説明にもあったように、技術者の不足が影響を及ぼす面があると推測するところである。2ヶ月の間で、技術者の配置に目処が立ち、結果的に配置できるようになったと推察する。
○弓田建設が1回目に入札した金額と、2回目 に入札した金額は同額か。	○弓田建設による1回目の入札額は874万円。2回目の入札額は900万円であり、応札額は異なっている。 ○弓田建設の入札金額が1回目と2回目で異なる理由であるが、発注時期が異なるため、市側で設計する予定価格が異なる。1回目入札時の予定価格は874万円(税抜)。2回目の予定価格は905万円(税抜)となっており、時期が異なるため見積りに伴う設計金額が異なっている。そのために、入札金額も異なってくる。
○電子くじの仕組みは全国的に採用されている ものか、それとも市で独自に開発・採用して いるのか。	○電子入札の仕組みは、市で独自に開発したものではない。電子入札を導入している自治体は県内ではまだ少ないが、(一財)日本建設情報総合センターが開発した電子入札コアシステムにより電子入札が行われる。このシステム上でくじが行われる。
○電子入札はいつから導入しているのか。	○本市では、平成 25 年度から電子入札を導入している。
○発注時期を早めることはできなかったのか。	○本件工事は、当初の予定にはなく、突発的に工事を要することとなったもの。この年の春頃に 地震が頻発したことで徐々に瓦が緩み始めたため、夏頃から調査を開始し、予算の目処がつい

たのが9月頃である。降雪期前の施工を予定し、10月に1回目の入札を行ったがそれが不調となった。このため、降雪期を避けた3月頃の施工となるよう調整し12月に2回目の入札を行ったが、少雪であったことから、見込みよりやや早めに工事を行った状況である。

- ○No.3 会津若松市庁舎整備工事の入札状況(工事概要、入札参加資格、入札結果等)について、事務局より説明(資料2)。
- ○石塚委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

まず、公共工事の原則的な発注方式である「分離発注方式」を説明した上、それと比較する形で ECI 方式 (施工予定者技術協議方式) について説明を行った。具体的には、ECI 方式は、設計段階から工事の施工予定者を選定し、設計業務に関して施工予定者が技術協力を行いながら、施工方法等の検討を進める方式であること、また、設計業務終了後は、原則として当該施工予定者と施工に係る随意契約を締結する方式であることを説明した。

このことを踏まえ、本件工事は ECI 方式を採用した工事であるため、施工予定者(戸田・共立・弓田特定建設工事共同企業体)をプロポーザルにより選定し、設計業務終了後に当該施工予定者と施工に係る随意契約を締結したものであることを説明した。

また、本件工事は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の 「議会の議決に付すべき契約」に該当しており、建築工事の随意契約は、一旦仮契約を締結し、 議会の議決を経て本契約を締結したものであることを説明した。

質問・意見	回答(要旨)
○免震レトロフィット方式に関しては、最優秀	○今回応募いただいた大手ゼネコン、準大手ゼネ
者が技術的に最も優れていたということか。	コンでは、それぞれ各社実績があった。会社の
	実績として、技術面で大きな差がついた部分は
	なかった。
○市としては、これまで ECI 方式を採用した工	○ECI 方式による工事は今回が初である。
事はあったのか。	
│○設計と施工を一括して発注する方法(DB 方	│○ECI 方式、DB 方式ともにさまざまメリット、デ│
式)もあると思うが、今回の施工にあたって	メリットがある。DB 方式の場合では、設計と
は ECI 方式が適切であったということか。	施工を JV として同じ者が行うことになる。そ
	の場合、一般的にコストのチェックが働きにく

- ○DB 方式と比較すれば、ECI 方式は過剰設計の リスクは低減されるということか。
- ○この手法は、戸田建設だけでなく、大成建設 も実績があったということか。
- ○資料 16 ページによると、プロポーザルの評価 項目のうち「価格提案」の項が各提案者で全 て同一の値となっている。これはすべて同一 金額での提案であったということか。
- ○今回の方式だと、実際に施工する業者はプロポーザルの段階で決まっており、その業者と施工段階で随意契約を行うということだが、随意契約で競争はなくとも一応見積もりを出させるということか。
- ○手続きとしては、プロポーザルにより随意契約相手としてすでに決定している戸田建設 JV が見積書を提出し、それが予定価格を超えず、さらに最低制限価格を下回らなければ、それが採用されるという仕組みか。

いという側面がある。また、DB 方式では設計の前段階で工事費を予算化する必要があるため、市議会・市民への説明にあたって理解を得にくいという面がある。そういった面を踏まえ、本事業では結果的に ECI 方式を選択した。

- ○そのとおりである。
- ○大手ゼネコンは実績として有していた。
- ○資料 16 ページは各提案者の得点を示している。「価格提案」の項がすべて同一点となっているのは、全ての提案者の提案額が基準となる金額の範囲内であったため、満点となっていることを示している。
- ○予定価格は、国県の単価などを用いて設計者が 作成する。一方、見積は同じ仕様・同じ数量の もとで、施工予定者が調達価格を基に見積を作 成し、工事請負契約を締結するため見積書を提 出する。
- ○今回、入札ではないので(随意契約の段階では)最低制限価格の設定はない。予定価格を超えない範囲で契約を行う。
- ○補足すると、今回の業者選定にあたっては、 「競争性」の部分は公募プロポーザルにより担保した。その上で、随意契約に進んだ段階では、市は予定価格を設定し、プロポーザルで選定した業者から見積りを徴してそれが予定価格の範囲内であれば仮契約に至るという仕組みである。

○プロポーザルの段階で価格提案があるということは、その段階で契約額は提示されているということではないのか。その後でわざわざ見積書を提出させる理由がよくわからない。

○最終的に、随意契約の際の見積り額が、プロポーザルの段階で提案された価格を上回ることもあり得るということか。

- ○その価格上昇によって、当初の価格提案額を 上回ってしまった場合、その増額部分が適正 なものであるかどうかをどのように判断して いるのか。
- ○この構成団体には設計業者は入っていない、 ということでよいか。

- ○プロポーザルの段階では基本設計を終えた段階であり、ある意味概算の金額となっている。その後で実施設計と ECI の業務委託を並行して行うことで、最終的に設計図書が完成する。当然、実施設計を詰めていく中で金額も変わってくる。プロポーザルの段階で提出された見積り額と、最終的に提出された見積り額では、実施設計の内容が反映された部分で異なってくる。
- ○実際に、本件工事では随意契約時の見積り額が プロポーザル時の提示額を上回っている。「VE の提案」と呼ばれる「品質を下げずにコストを 削減するような提案」等によりコストの削減は 図っているが、実施設計が進むことで金額は上 がっていく傾向がある。また、建設資材の価格 変動の要素があり、コロナ禍の状況下であった こと、また、ウクライナ情勢や円安の状況など により、実施設計期間での物価上昇の影響を受 けた面がある
- ○施工予定者が提出する見積りの内容について は、設計者の方でも予定価格を設計しているた め、その伸び率などを比較して確認している。
- ○一般論となるが、予定価格の設計にあたっては、国・県の積算基準等を採用して、都度行っているところ。
- ○構成団体は、施工業者のみで構成されており、 設計業者は参画していない。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和5年4月から7月に契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況、令和4年度入 札契約結果の状況等について報告(資料3、資料4、資料5、資料6)。

質問・意見	回答(要旨)
○資料 31 ページの随意契約で決定率にばらつきがあるが、随意契約であれば決定率は全て100%となるのが通常ではないか。この決定率のばらつきというのはどのような理由から生じるのか。	○随意契約の場合、予定価格は事前公表していない。このため、相手方から見積りを徴した結果、決定率にばらつきが生じる。
○その場合、予定価格を超えたときはどのよう な取り扱いになるのか。	○予定価格超過であれば、通常の入札と同様に不調となる。設計内容の見直しや見積もりの再徴収、場合によっては予算措置などの対応も考えられる。
○不調となる場合、理由によっては応札者に対し何らかのペナルティが科される場合はあるのか。	○不調・不落によって応札者にペナルティを科すことはない。
○資料 22 ページで、昨年度に比べて随意契約の件数は増えているが、その下表で少額の契約(契約金額1千万円未満)が減っている。これはどのような状況を示しているのか。	○随意契約4件を契約金額別に申し上げると、 500万円以下が1件、3千万円未満が2件、1 億円未満が1件という内訳になっており、随意 契約4件が全て資料22ページの少額の契約 (1千万円未満)に包含されているものではない。
○入札参加資格停止について確認したい。有資格業者の役員等が逮捕されただけで入札参加資格停止となるが、仮にその後無罪になった場合に、市は入札参加資格停止を行ったことについて当該業者に対し補償等を行うのか。また、こういった規定は全国的に統一されたものなのか。	○本市では入札参加停止措置基準を定めているが、この基準は本市独自で定めたものではなく、全国的な基準に照らした形で制定したもの。また、「入札参加資格停止」とは行政処分ではなく、あくまでも「契約相手としてその業者を選ぶか、選ばないか」という、いわば法人としての裁量に基づくもの。このため、入札参加停止措置を原因として相手方たる業者に補償を行うという性質のものではない。
○談合情報があった場合の対応は、どのように	○本市においても「公正入札調査委員会」を設置

しており、談合情報があれば調査・審議を行

なっているのか。自治体によっては、入札適

正化委員会などで審議するなどの対応を図る場合もあるが、会津若松市ではどのような扱いになるのか。この入札等に関する有識者会議での審議対象となるのか。

- ○資料 37 ページの表において、「予定価格を非公表等」との分類が示されているが、こういった取り扱いをしている自治体があるということか。
- ○資料34ページのグラフで、入札参加者数と落札率には負の相関関係があり、入札参加者数が増えると落札率は低下する、という傾向を示している。それを踏まえて資料33ページの下の2つの表を見ると、「舗装工事」などは入札参加者数が多く、落札率が低い。一方、「管工事」は入札参加者数が少なく、落札率が高い。業種・工種によってかなりばらつきが出ている印象を受ける。

さらに「管工事」について言えば、資料 29 ページの個別案件ごとの一覧表を見たときに、 管工事はそれぞれ異なる業者が請け負っているとはいえ、入札参加者数が 1 ~ 2 者であり競争性が確保できているのかという点で疑問がある。このような点について所管課から見て違和感・不自然さというものは無いのか。

- ○このような点について、監査等から特に指摘はないのか。
- ○競争が活発化しても不思議はない状況だと思うが。管工事については、以前からこの入札 等有識者会議においてこのような議論が続い ている。

う。場合によっては、公正取引委員会に通報する等の対応を図る。この入札等に関する有識者 会議の審議対象とはしていない。

○予定価格を非公表としている自治体も存在する と聞き及んでいる。

○管工事に関しては、資料 26 ページに示す業者数を見ると、市内業者で38 者の登録がある中で、発注件数が30 件である。例えば、土木一式工事は、市内業者で87 者の登録があり、56件の発注工事を争っている状態である。

管工事は、他工種と比べて、平均入札参加者が少なく、競争性が低い状況と認識しており、 今後注視していく必要があると考えている。

○特に監査からの指摘はない。

○このあたりは、所管課である契約検査課の領域、または監査などの領域かと思う。若干の違和感を覚える点ではある。

公告を出して、入札の時期が近接していると どうしても応札者が分散する、等の傾向はあ ると思う。例えば、1ヶ月に複数の工事の入 札がある場合、業者の手持ち工事の数が増え てキャパシティを超えてしまって応札できな い、ということはあると思う。それは例え ば、工事が四半期において分散されている と、それなりに競争原理が働く、ということ はあり得るのだと思う。そういった発注時期 の調整や関係性といったものはあると思う。 それは当然、降雪や季節の状況などを考慮し て発注時期を定めていくよりほかはないのだ と思うが。

○資料 29 ページの表を見て、傾向として見て取れるのは、5月~6月頃は落札率が低いということ。それが7月あたりになると落札率が高まってくる。これは業者の職人が少なく、ある程度手持ちの工事が増えて夏頃を超えてくると「あまり余力も無いので、予定価格に近い価格で落札できるのであれば受注しましょう」という姿勢になっていくのではないか。受け皿となる業者の手持ち工事と職人の配置状況にも左右されることだとは思う。

○そのあたりは精査していないが、ご意見を踏ま えて今後見ていく必要があると考えている。 管工事の中でも特に学校の設備工事は、どうし ても学校の夏休み・冬休みに工事をしなればな らず、工期が限定される。このため発注時期が 平準化されにくい傾向はあると考えている。

【予定価格の公表時期に関する調査の実施について】

予定価格の公表時期に関する調査の実施について報告(資料7)。

質問・意見	回答(要旨)
○資料 41 ページについて、「案件により事前公	○この区分は、国が毎年度地方自治体に対して行
表及び事後公表を併用」という区分に会津若	う調査資料の区分を基にして作成されている。

松市が分類されているが、正しくは「原則事 前公表」に分類されるのではないのか。

- ○今回とりまとめていただいたこの資料を見て も、予定価格の事前公表・事後公表で、明確 な落札率の差というものは無いように見受け られる。想定外だったのは、会津若松市の類 似団体が東北地方には無いということ。
- ○資料 44 ページ掲載の「事前公表を継続する理由」の最下段にある「予定価格の事後公表の試行を実施し、検証を踏まえ、事前公表を継続実施することとした。」との自治体があったようだが、この「検証を踏まえ」というのは、事後公表を試行してもあまり落札率に影響が無かったため事前公表のまま継続することとした、という理解で良いのか。
- ○以前からこの有識者会議では「一度、事後公表を試行してみてはどうか」との意見が出ていたが、この点に関して「類似団体で試行したケースがあったが、やはり落札率等に変わりが無かった」という検証例として扱うことができるのではないか。こういった回答を寄せてくれた自治体から、その検証の内容を取り寄せてみるのも良いのではないか。

本市は130万円を超える工事であって、制限付一般競争入札に付すものは予定価格を事前公表し、随意契約に付すものは予定価格を事後公表としている。このような現況を国の調査に当てはめた際、どの区分に該当するか国に確認を求めたところ、「『案件により事前公表及び事後公表を併用』に該当する」との見解を得ている。

- ○類似団体については、人口の部分では東北地方にも本市と似通った自治体はあるが、産業構造も加味した類似団体で見たところ、資料39ページ下段の表の類型Ⅲ-3に相当する自治体はなかった。
- ○委員ご指摘のとおりで、いったん事後公表を試 行し、その結果を当該自治体で分析した結果、 やはり事前公表の継続という結論に至ったもの と推察する。

○当該回答のあった自治体に対し、資料の提供が可能か、問い合わせてみたい。

【制限付一般競争入札に係る工事費内訳書の様式改正について】

制限付一般競争入札に係る工事費内訳書の様式改正について報告を行った。(資料8)。 なお、本件については議事(1)の「No.1 真宮コミュニティセンター2階トイレ改修工事」の 審議の際に一括して説明・報告を行った。

【その他】

- 令和5年度第3回目の有識者会議の開催日程について、令和6年3月21日(木)午後とした。
- 次回の抽出事案の担当は、大野委員とする。